

# 市川市放課後保育クラブ 利用ガイド

「ただいま〜」「おかえりなさい〜い」と  
まるで家の中にいるような声が行き交います



いつも子ども達を明るく晴れやかにする“てるてる坊主”のようでありたい・・・  
そんな願いを込めて僕が誕生しました。いちかわ社協 マスコットキャラクター「てるぼ」

社会福祉法人 市川市社会福祉協議会（指定管理者）

〒272-0026 市川市東大和田 1-2-10

保育クラブ担当室 TEL 047-320-3124（直通）

FAX 047-376-8566

## もくじ

1. 市川市放課後保育クラブについて	1
2. 保育クラブの利用について	
(1) 開所時間	
(2) 休所日	
(3) 臨時閉所	
(4) 保護者負担	2
(5) 通所停止	
(6) 申請事項の変更	
(7) 年度の途中退所	
3. 保育クラブの生活について	3
(1) 一日の流れ	
(2) 連絡帳の活用	4
(3) 保育クラブを休む場合	5
(4) お迎えについて	
(5) 持ち物について	
(6) おやつについて	
(7) お弁当および水筒について	
(8) 学校休業日の登所について	6
(9) 玩具の持ち込み	
(10) 修繕費等の弁償	
(11) 保育クラブから他の活動へ参加する場合	
(12) 保護者会について	
4. けが・病気等について	7
(1) けが・病気時の対応	
(2) 傷害保険	
(3) 救急用品等の常備	
(4) 医薬品の扱い	
5. 非常時・緊急時について	
(1) 非常時・緊急時の対応	
(2) 非常時・緊急時の連絡	

～ 保護者の皆さまへ ～

## 1. 市川市放課後保育クラブについて

市川市放課後保育クラブ（以下、保育クラブ）は、保護者が就労や病気等により放課後や土曜日・夏休み等の学校休業日を保護者不在で過ごす小学生を対象とし、家庭に代わる適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として市川市が開設しています。運営につきましては、平成18年4月1日より指定管理者制度が導入され、市川市社会福祉協議会が運営の一部を行っております。

また、「放課後児童支援員」の認定資格を有している常勤の職員を各施設ごとに配置しており、子どもたちがゆったりと安心して過ごしながらか成る生活の場づくりに努めています。

## 2. 保育クラブの利用について

### (1) 開所時間

- ① 学校課業日 下校時～午後6時30分まで
  - ② 学校休業日（土曜日、長期休業日等）午前8時～午後6時30分まで
- ※保護者の就労形態等により必要と認められる場合は、午後7時まで延長することができます。入所申請時に「延長申請する」を選択してください。入所後、年度途中で延長申請する場合もオンライン手続きができます。詳しくは支援員にお尋ねください。
- ※「午後7時までにお迎えが難しい」等、他制度がわからない場合は、各保育クラブの支援員または保育クラブ担当室へご相談ください。

### (2) 休所日

- ① 日曜日、国民の祝日
- ② 年末年始（12月29日～1月3日）
- ③ その他市長が必要と認めた日

### (3) 臨時閉所

休所日以外にも非常変災等により学校が休校となるような場合は、保育クラブも閉所となります。

- ① 地震、火災、風水害（台風・大雪・大雨・洪水・竜巻）等の災害時
- ② 感染症拡大のおそれがある場合
- ③ 凶悪犯罪等が起きた場合

また新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の恐れがある場合等、保育クラブ独自に閉所する場合があります。

#### (4) 保護者負担

- ① 保育料 月額8,000円  
(同一世帯で、2人以上利用する場合、2人目から4,000円)
- ② おやつ代 月額2,000円  
(1ヶ月単位で全休する場合、おやつ代はいただきません。)

※原則、保育料の支払いは口座振替をお願いしています。

※おやつ代は、「おやつ代袋兼領収書」にて支援員にお支払いください。

※保育料、おやつ代の減額および免除制度があります。詳細は「市川市放課後保育クラブ入所のご案内」をご覧ください。

※遠足等において交通費や入場料等別途ご負担いただくことがあります。

#### (5) 通所停止

以下に該当する場合は通所停止となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、インフルエンザ等の流行により「学級閉鎖」になった場合の当該クラスの児童  
※上記①の理由等で、当日「短縮授業」となった場合は、児童はお預かりしますが、早めのお迎えをお願いします。
- ② 児童が伝染性の病気に感染した場合や感染しているおそれがある場合
- ③ 他者に危害を加えたり、迷惑を及ぼす行為をはたしたりした場合
- ④ 保育クラブの施設または設備を故意に壊したりした場合

#### (6) 申請事項の変更

入所後、申請事項（氏名、住所、電話番号、勤務地、就労内容（日時）、家族構成）に変更が生じた場合は、「市川市放課後保育クラブ入所承認申請事項変更届」を提出してください。

※「勤務先が変わった場合」「就労場所が変わった場合」は、併せて「就労証明書」も提出してください。

#### (7) 年度の途中退所

- ① 年度の途中で退所する場合は、まず保育クラブに申し出て、退所月の15日までにオンラインで退所の手続きを行ってください。
- ② 「保育料」ならびに「おやつ代」は、退所日の属する月の分までお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。
- ③ 産前6週、産後8週は通所できますが、育児休業中は通所できませんので、退所の手続きをお願いします。
- ④ 在所中に「保育料」ならびに「おやつ代」の滞納が続いた場合、退所していただくとともに、次年度継続をお断りする場合があります。
- ⑤ 退職し、再就職の意思がある場合は、退職後1ヶ月間は猶予されますが、1ヶ月経過後再就職先が決まらない場合は教育委員会青少年育成課にご相談ください。

### 3. 保育クラブの生活について

保育クラブの生活は、学校から子どもたちが「ただいま～」と帰ってきた時から始まります。また、春・夏・冬休み等の長期休業日や、土曜日、振替休業日等は朝からの一日保育になります。

#### (1) 一日の流れ <例>

##### (学校がある日)

時 間	プログラム	内 容
14:30	登所 勉強 室内遊び	「ただいまー！」ホッと一息。 子どもたちを迎え、連絡帳をチェックし、保護者からの連絡事項を確認します。宿題がある場合は、終わらせてから遊ぶように声かけします。
15:30	おやつ	おやつは成長期の子どもにとって大切な栄養補給です。子どもたちがみんなで楽しく過ごす大切な時間です。
16:00	外遊び	「大縄も跳べるようになったよ！」 外で思いっきり体を動かします。遊びを通して子どもは成長していきます。自主的・創造的に楽しく遊べるように支援員はサポートします。
17:00	室内遊び (勉強)	気持ちを切り替えて、宿題に取り組む姿も…。 ブロック、トランプ、おままごと、卓球…、いろいろな遊びをしながらお迎えを待ちます。
18:30	延長保育	一人帰り子どもには安全に家まで帰れるように声かけします。
19:00	閉所	

##### (学校が休みの日：午前中)

時 間	プログラム	内 容
8:00	開所 室内遊び	午前8時から午前9時の間に「おはよう」と順次登所。 「今日は何して遊ぶ？」一日保育ならではのゆったりとした時間、学年を越えた友達とのつながりの中で、ダイナミックな砂遊びや集団ゲーム。室内では工作、折り紙名人が大活躍。遠足に行ったり、ミニ運動会やレクリエーション大会をしたりすることもあります。
9:00	勉強	
10:00	外遊び	
12:00	お弁当	「いただきま～す」 各自持参したお弁当をみんなで楽しく食べます。

※在籍する児童や施設環境等により保育クラブの一日の流れは変わります。  
あくまでも一例です。

## (2) 連絡帳の活用

- ① 保育クラブとの連絡については、全て連絡帳を基本とします。
- ② 出席表に1ヶ月の予定を記入してください。 ※下記記入例参照
- ③ 体調不良等、支援員に伝えたいことを記入してください。
- ④ 児童の登所時に支援員が連絡事項を確認のうえ出席表にスタンプを押し、降所時に児童にお渡しします。
- ⑤ 連絡帳は各ご家庭で用意をお願いします。

## 出席表 記入例

### 3 月 出席表

月	火	水	木	金	土
2日	3日	4日	5日	6日	7日
母 迎え 5:30			一人帰り 5:00	ピアノ 4:30一人	一人帰り 5:00
9日	10日	11日	12日	13日	14日
母 迎え 6:00				父 在宅 休	途中サッカー 5:00一人 → 1:00~3:00 校庭で練習
16日	17日	18日	19日	20日	21日
母 迎え 6:00				ピアノ 4:30一人	休
23日	24日	25日	26日	27日	28日
一人帰り 5:00			塾後11:00~ 5:00一人		母 在宅 休
30日	31日				
祖母迎え 5:00					
出席日数		おやつ代			
日		月 日 月分領収しました。 印			

### (3) 保育クラブを休む場合

- ① 連絡は、「連絡帳」「電話（留守電可）」「FAX」にてお願いします。
- ② 学校を休む場合は、必ず保育クラブにもご連絡ください。

#### 【連絡帳での対応が間に合わない場合】

- 電話やFAXでの対応となりますが、児童の安全や、習い事の出欠等に影響を及ぼす恐れのある連絡事項については、保護者の本人確認のため入所承認申請書記載の番号へ折返しでの電話連絡をさせていただく場合があります。

### (4) お迎えについて

児童の帰宅時の安全確保のため、原則保護者にお迎えをお願いしています。習い事等の理由で一人帰りを希望する場合は、支援員に申し出のうえ「児童の一人帰り届出書」を提出してください。その場合、日没時間により帰宅時間を調整したり、保護者同士で「集団帰宅」について話し合うなどして、児童の安全にご配慮をお願いします。

また、原則として、車両の校地内への乗り入れを禁止しています。車でのお迎えの際はコインパーキング等をご利用ください。

### (5) 持ち物について

- ① 連絡帳 ② 手拭タオル（毎日交換） ③ コップ ④ 着替え  
（全てに名前を書いてください）
- ⑤ その他（※必要に応じて「保育クラブだより」等でお知らせします）

### (6) おやつについて

- ① おやつの時間は、みんなでテーブルを囲み楽しく過ごすひと時です。子どもたちの補食として、嗜好に配慮しながら用意します。
- ② 食べる時間がない場合など、おやつを持ち帰ることもできます。事前にお知らせください。  
また、欠席の場合も当日に限り、取りに来ることができればお渡しします。（※いずれも食品の衛生管理上可能なものに限りです）
- ③ アレルギー体質や宗教上の理由等で食べられない物がある場合は、支援員にお知らせください。

### (7) お弁当および水筒について

- ① 給食がない日は、原則お弁当を持参してください。  
※ ただし、夏休み等は各クラブにて保護者間で協議のうえ、仕出し弁当を利用できる場合があります。
- ② 一日保育時は、十分な水分補給ができるよう、水筒等の持参をお願いします。

## (8) 学校休業日の登所について

午前8時から午前9時の間に登所させてください。また、登所が午前9時を過ぎる場合は、電話連絡（留守電可）をお願いします。

## (9) 玩具の持ち込み

原則、玩具の持ち込みは禁止です。

※ただし、学校休業日等の一日保育の日に関しては、支援員が子どもたちと共に玩具の持ち込みについて話し合いをし、ルールを決めます。

## (10) 修繕費等の弁償

児童が施設、備品に損傷を与えた場合は、保護者に実費弁償していただくことがあります。

## (11) 保育クラブから他の活動へ参加する場合

- ① 校外での習い事等の終了後に保育クラブに戻ることはできません。ただし、保護者（または保護者に準ずる方）が付き添っていれば、再登所することができます。
- ② 校内での活動等に参加する場合は、活動終了後再登所することもできます。連絡帳に降所時刻（再登所する場合はその時刻も）を明記してください。
- ③ 放課後子ども教室は参加できる時間帯が決められています。参加時間帯経過後は、速やかに保育クラブへ戻ってください。また、参加する場合は事前に連絡帳へ明記してください。  
ただし、感染症の流行拡大が懸念される期間は、保育クラブと放課後子ども教室との行き来に制限がかかる場合があります。  
※参加時間帯やルールについては、「放課後子ども教室に参加する方法について」をご参照ください。
- ④ 事故やけが等が発生した場合は、原則活動先での対応となります。

## (12) 保護者会について

保護者会は、子ども達の過ごし方について話し合ったり、保護者同士の交流を図ったりする大切な場です。概ね1学期に1回程度開催しますのでご参加ください。

- ① クラスにより個人面談を行うこともあります。
- ② 個別にご相談等がある場合は、遠慮なく支援員にお申し出ください。



## 4. けが・病気等について

### (1) けが・病気時の対応

保育中等にけがや病気があった場合、軽度な時は応急処置をするとともに保護者に連絡または報告をします。病院への受診や救急車の要請が必要と判断される場合は、入所承認申請書の「緊急時の連絡先」に連絡しますので、すみやかな対応をお願いします。また、場合によっては、職場に直接電話連絡することもありますので予めご了承ください。

※ 治療費については保護者負担となります。

### (2) 傷害保険

保育クラブでは、活動中や登所・帰宅途中を対象とした傷害保険に加入しています。負傷等で受診した際には、申請することにより「見舞金」が支給されます。ただし、状況等により適用の対象とならない場合もありますので、まずご連絡ください。なお、保険約款により原則として医師の診断が必要となりますので、接骨院等での受診についてはお支払いの対象外となる可能性があります。また、習い事や校内部活動での負傷は対象外となります。

### (3) 救急用品等の常備

児童がけがをしたり病気になった時のために、体温計、絆創膏、ガーゼ等応急手当に必要な救急用品等を常備しています。薬疹等が心配される場合は支援員にお伝えください。

### (4) 医薬品の扱い

児童が医師により処方された薬を持参し、自力で服薬したり塗布したりできず、支援員に依頼する場合には、医師の「依頼書」が必要となりますので、支援員にお申し出ください。

## 5. 非常時・緊急時について

### (1) 非常時・緊急時の対応

大地震等の非常時には、交通機関の停止や遅延が予測されます。保育クラブでは、緊急カードの「災害時等引き取り者」に登録されている方がお迎えに来るまで適宜避難して児童をお預かりしていますので、可能な限り早めのお迎えをお願いします。

### (2) 非常時・緊急時の連絡

非常時や緊急時に備え、「市川市放課後保育クラブメール登録手順書」に沿って事前に登録をお願いします。また、災害発生時に「NTT 災害伝言ダイヤル」が開設された場合は「171」をダイヤルしてください。ガイダンスが流れますので、市外局番から保育クラブの電話番号を入力してください。

## ～ 保護者の皆さまへ ～

児童期は、就学という環境上の変化によって始まり、子どもたちは学校・放課後・家庭のサイクルを基本に過ごします。それぞれの場で、子どもたちも発達に応じて心理的葛藤を経験し、時にはその言動に、受けとめる大人として戸惑うことがあります。

就労等と子育てとの両立に、保護者の方々は多忙をきわめておられることと思いますが、子どもの気持ちを推し測る余裕のない時に、「しつけの一環」と称して、あるいは自身の怒りの感情を抑えきれず、子どもに手をあげてしまった、不適切な罰をあたえてしまったという経験はないでしょうか。

児童の健全育成（子どもが心身ともに健やかに育成される）を事業目的とする放課後保育クラブでは、子どもから「物で叩かれて腫れてしまった」「食事をしていない」等々の話があったときには、支援員から社会福祉協議会保育クラブ担当室への報告を義務づけています。児童虐待防止法では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに専門機関へ通告しなければならないと定められています。

親としての願いが思いどおりにいかなかったり、思いもよらない出来事に直面したりして、思い悩むことは誰しもあることと思います。そんな時にはどうかご家族だけで抱え込まず、遠慮なく保育クラブ支援員にご相談ください。

保育クラブでできることをお手伝いさせていただきます。相談の内容により専門の相談機関を紹介する等、お子さんのためにできることを一緒に考えていきたいと思っております。

行きつ戻りつを繰り返しながらも着実に育っていく子どもたちの姿を、共に見守っていきましょう。